

委員長から、小委員会の調査の経過並びに結果について報告したいとの申し出がありますので、これを許します。金丸信君。

○金丸信 委員 道路及び住宅等に関する小委員会における調査の経過について御報告申し上げます。

本小委員会におきましては、自転車道の整備等に関する法律案、北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、並びに、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案の起草に關し、先般来、協議、検討を進めてまいりました結果、ただいまお手元に配付いたしてあります草案をまとめましたので、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

まず、自転車道の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、わが国における道路交通事故の防止と交通の円滑化をはかるため、自転車車が安全に通行することのできる自転車道等の整備に關し、国及び地方公共団体の責務、自転車道の計画的整備、自転車専用道路等の設置、自転車車の通行の安全を確保するための交通規制等の措置を定めますとともに、附則において交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の一部を改正し、歩道と同じく自転車道の設置を交通安全施設等整備事業とすることができるとしたものであります。

次に、北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、北海道における住宅の特殊事情にかんがみ、その建設の促進をはかることとするもので、その内容は、第一に、北海道の区域内においては、耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅等についても、防火性能を有する構造の防犯住宅等であつても、住宅金融公庫がその建設に必要な資金を貸し付けることができることとしたこと、第二に、防火性能を有する構造について必要な技術的事項については、建設省令、大蔵省令で定めることとしたこと、第三に、これらの改正に關連して、所要の規定の整備を行なうこととした

したものであります。

最後に、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における不動産鑑定評価の急激な需要の増加の実情等にかんがみまして、不動産鑑定士制度の充実をはかるため、昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、不動産鑑定士特例試験等を行ない、同試験の合格者は不動産鑑定士等の資格を有するものとしたすほか、同試験の受験資格等について所要の規定を整備したものであります。

以上であります。つきましては、この際、各草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として御取り計らいくださるようお願いを申し上げます。

委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

○始開委員長 以上で小委員長の報告は終わりました。

○始開委員長 それでは、まず、自転車道の整備等に関する法律案起草の件、並びに、北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

○始開委員長 それでは、まず、自転車道の整備等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、わが国における自転車の利用状況にかんがみ、自転車車が安全に通行することのできる自転車道の整備等に関する必要な措置を定め、もつて交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をい

う。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「自転車道」とは、次に掲げる道路の部分並びに第六条第一項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路をいう。

一 もつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路の部分

二 自転車及び歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路の部分

4 この法律において「自転車道整備事業」とは、自転車道の設置に関する事業をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する目的を達成するため、自転車道整備事業が有効適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(自転車道整備事業の実施)

第四条 道路管理者は、道路法第三十条の規定に基づく政令で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。

(自転車道の計画的整備)

第五条 建設大臣は、道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第二条に規定する道路整備五カ年計画に關しては、自転車道の計画的整備が促進されるよう配慮しなければならない。

(自転車専用道路等の設置)

第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、市町村道であつてもつぱら自転車の通行の用に供することを目的とする道路(以下「自転車専用道路」という。)又は市町村道であつて自転車及び

歩行者の共通の通行の用に供することを目的とする道路(以下「自転車歩行者専用道路」という。)を設置するよう努めなければならない。

2 市町村である道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条に規定する河川区域内の土地又は国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野(以下この項において「国有林野」という。)である土地を利用して自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

3 国は、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の設置の促進に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の通行の安全を確保するための交通規制)

第七条 都道府県公安委員会は、自転車道の整備と相まつて、自転車の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

2 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号イ中「歩道の設置」を「歩道若しくは自転車道の設置」に改める。

理由

最近における自転車の利用状況にかんがみ、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、自転車車が安全に通行することができる

自転車道の整備等に関し必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び木材の消費の節約」を削る。

第八条第一項中「住宅にあつては、公庫法第二条（定義）第四号に規定する耐火構造の住宅（以

ては、耐火構造の住宅であつて、かつ、耐火構造の住宅である住宅の耐火構造及び耐火構造の取得を目的とする貸付金

住宅の建設費又は土地の価額の五割五分に相当する金額

年五分五厘 三十年以内

防寒住宅であつて、かつ、耐火構造の住宅である住宅の耐火構造及び耐火構造の取得を目的とする貸付金

住宅の建設費又は土地の価額の五割五分に相当する金額

年五分五厘 十八年以内

改め、同条第四項中「設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める」を「設備並びに防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、建設省令、大蔵省令で定める」に改める。

第八条の二第一項中「且つ、簡易耐火構造又は耐火構造の家屋」を「かつ、防火性能を有する構造のもの」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「償還期間は」の下に「耐火構造の家屋（主要構造部を耐火構造（公庫法第二条第三号に規定するものをいう。）とした家屋をいう。以下この項において同じ。）及び簡易耐火構造の家屋（耐火構造の家屋以外の家屋で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。以下この項において同じ。）以外の家屋については十八年（すえおき期間を含む。）以内」を加え、同項

下「耐火構造の住宅」という。）又は同条第五号に規定する簡易耐火構造の住宅（以下「簡易耐火構造の住宅」という。）でなければならず、幼稚園等又は関連利便施設にあつては、主要構造部を耐火構造（公庫法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）とした幼稚園等若しくは関連利便施設又は主要構造部を耐火構造とした幼稚園等若しくは関連利便施設以外の幼稚園等若しくは関連利便施設で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条（用語の定義）第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当するものを「防火性能を有する構造のもの」に改め、同条第二項中

を

に

の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、建設省令、大蔵省令

で定める。

第九条第一項中「耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」を「防火性能を有する構造のもの」

に改め、同条第二項中

防寒住宅であつて、かつ、簡易耐火構造の住宅である住宅の耐火構造及び耐火構造の取得を目的とする貸付金

住宅の建設費又は土地の価額の六割五分（中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係るものにあつては七割五分）に相当する金額

三十年以内

を

防寒住宅であつて、かつ、耐火構造の住宅である住宅の耐火構造及び耐火構造の取得を目的とする貸付金

住宅の建設費又は土地の価額の五割五分（中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係るものにあつては七割五分）に相当する金額

十八年以内

に

改め、同条第三項中「設備について必要な技術的事項は、建設省令・大蔵省令で定める」を「設備並びに防火性能を有する構造について必要な技術的事項は、建設省令、大蔵省令で定める」に改める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における建築材料の開発及び建築工法の進歩の状況にかんがみ、北海道の区域内において建設される木造の防寒住宅等についても住宅金融公庫の融資を受けられることとするともに、防寒住宅等の防火性能の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○始関委員長 両件につきましては、金丸小委員長長から報告のとおり、趣旨並びに案文がお手元に配付になっておりますので、御了承願うことといたします。
○始関委員長 両件については別に御発言もないようであります。
この際、政府において意見があれば、これを許します。坪川建設大臣。
○坪川国務大臣 ただいまの二法案につきましては、その趣旨につきまして十分そんたくを申し上げたいと存じておる次第でございます。
○始関委員長 おはかりいたします。
お手元に配付いたしてあります自転車道の整備等に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を本委員会の成案として、委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○始関委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

次に、おはかりいたします。北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の起草の件につきましては、お手元に配付の案を本委員会の成案として、委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○始開委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

○始開委員長 次に、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案起草の件について、議事を進めます。

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案

（趣旨）

第一条 この法律は、不動産鑑定士制度の充実を図るべき必要が存することに鑑み、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号。以下「法」という。）に規定する不動産鑑定士試験の特例として行なう不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に關し所要の事項を定めるものとする。

（特例試験の実施）

第二条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験は、昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、毎年一回、行なうものとする。

（不動産鑑定士となる資格の特例）

第三条 不動産鑑定士特例試験に合格した者は、法第四条第三項の規定にかかわらず、不動産鑑定士となる資格を有する。

（不動産鑑定士補となる資格の特例）

第四条 不動産鑑定士補特例試験に合格した者は、法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補となる資格を有する。

（不動産鑑定士特例試験）

第五条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定

定士特例試験を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十三年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十七年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して二十年以上の実務の経験を有する者

五 行政機関又は政令で定めるその他の機関において不動産の鑑定評価に関する研究、調査、審査又は監督についての責任のある地位にあった期間が、政令で定める期間以上である者

六 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

第六条 不動産鑑定士特例試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識及び高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に関する行政法規並びに不動産の鑑定評価に関する理論及び実務について行なう。

（不動産鑑定士補特例試験）

第七条 次の各号の一に該当する者は、不動産鑑定士補特例試験を受けることができる。

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して八年以上の実務

の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学、旧大学令による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校を卒業し、又は修了した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十年以上の実務の経験を有する者

三 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、不動産の鑑定評価に關し通算して十二年以上の実務の経験を有する者

四 不動産の鑑定評価に關し通算して十五年以上の実務の経験を有する者

五 前各号の一に該当する者のほか、政令で定めるところにより、これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

第八条 不動産鑑定士補特例試験は、不動産鑑定士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、不動産に関する行政法規並びに不動産の鑑定評価に關する理論及び実務について行なう。

（合格者の決定）

第九条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験の合格者を定めるには、当該試験の成績によるほか、政令で定めるところにより、これらの試験を受けた者の不動産の鑑定評価に関する実務の経験年数を参酌することができる。

（受験手数料）

第十条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、千円を受験手数料として納付しなければならない。

（特例試験の執行）

第十一条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験は、土地鑑定委員会が行なう。

（準用規定）

第十二条 法第二条第一項、第十一条第二項、第十三条、第十四条、第二十条第五号、第四十七条及び第五十五条の規定は、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験について準用

する。

（罰則）

第十三条 不動産鑑定士特例試験又は不動産鑑定士補特例試験に關し、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律（昭和四十四年法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項及び第四条の二第三項中「第十八号の五」を「第十八号の六」に改める。

第十条第一項の表中「及び不動産の鑑定評価に関する法律」を「不動産の鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律」に改める。

理由

昭和四十五年及び昭和四十六年に限り、不動産の鑑定評価に関する法律に規定する不動産鑑定士試験の特例として、不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十五年度及び昭和四十六年度において、それぞれ約九百九十九万円の見込みである。

○始関委員長 本件につきまして、金丸小委員長から報告のあったとおり、趣旨並びに案文はお手元に配付になっておりますので、御了承願うことといたします。

本件について別に御発言がないようでありまして、

この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、本案について内閣の意見を聴取することといたします。坪川建設大臣。

○坪川国務大臣 本法案の制定に關しましては、やむを得ない措置として、内閣といたしましては十分そんたん申し上げたいと存じます。

○始関委員長 おはかりいたします。

お手元に配付いたしてあります本案を委員会の成案として、委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成法起立〕

○始関委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○始関委員長 なお、ただいま議決されました各法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○始関委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○始関委員長 建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井上普方君。

○井上普方委員 まず住宅局長にお伺いします。が、鉄筋コンクリートの建物というものは、耐用年数は何年になっておりますか。

○大津留政府委員 鉄筋コンクリート造にもいろいろございまして、一律には言えませんが、七十年というふうに見ております。

○井上(普)委員 この法律によりまして、特定街区を指定する場合、すなわち、建築基準法によりまして特定街区を設定することができることに相なっておりますが、この特定街区、五十九条の三、これはだれが手続を要請するのでありますか、お伺いしたい。

○大津留政府委員 特定街区は都市計画として決定いたしますので、都市計画法上に定めましてその決定の手続によるわけでございしますが、特定街区につきましましては、現行法では、市町村長の申し出に基づきまして知事が決定することになっております。

○井上(普)委員 私がここで尋ねたいのは、例の、ここから見えますところの霞が関ビルのこととございします。霞が関ビルは、霞が関三丁目特定街区として設定せられておるのでございしますが、これは都知事の申し出によってなされたものでございしますか、どうでございしますか。

○大津留政府委員 霞が関三丁目特定街区の決定は改正前の規定に基づきますので、都知事の申し出に基づきまして建設大臣が決定いたしました。

○井上(普)委員 そこで私はお伺いしたいのでございしますが、霞が関ビルのこの三丁目の特定街区の容積率は九一〇%と承っておるのでございしますが、間違ひございせんか。そしてまた、霞が関ビルの容積は一体幾らになっておるのでございしますか、霞が関の三井不動産が持っておりますところの敷地は一体幾らあるのか、この点ひとつ数字であらわしていただきたいと思う。

○大津留政府委員 本地区の容積率は、A地区とB地区に分かちましてそれぞれ定められております。A地区につきましましては五〇〇%以下、B地区につきましましては九一〇%以下となっております。

A地区と申しますのは、会計検査院が所在している敷地に該当する部分でございします。B地区は、霞が関ビル等が存在する地区のこととございします。

す。都市計画の決定は以上のとおりでございします。三井霞が関ビル等の存在しておりますB地区におきましては実際の容積率は、九〇九%になっております。敷地面積一万六千八百八十四平方メートル、建築面積が、本館が五千九百二十三平方メートル、別館が二千五百七十七平方メートル、延べ床面積は、本館が十三万四千二百八十八平方メートル、別館が一万二千九百九十七平方メートルでございします。その結果、容積率は、先ほど申しましたように九〇九%でございします。

○井上(普)委員 局長、あなたのおっしゃるのとはわからないのですが、特定街区の指定によりまして、A地区、すなわち会計検査院のあるところは容積率を五〇〇%以下に指定してある。B地区を九一〇%以下に指定してあるわけですが、これはなぜこういうようにA地区とB地区とに分けたのでございしますか。といひますのは、あなたがございしましたように、B地区それ自体をとりまして九〇九%でございしますか。どうでございしますか。

○大津留政府委員 御質問のとおり、B地区におきましては建物が増えておます延べ面積を見ますと、容積率が九〇九%になっておる、こういうわけでございします。

○井上(普)委員 そこで、この街区をつくりまして、街区全体といたしまして、A地区を五〇〇%以下にして、B地区を九一〇%以下にした理由は一体どこにあるのでしょうか。

○大津留政府委員 このA地区は、国会を中心とした中央官公庁の都市計画におきまして、容積率五〇〇%と定められております。この地区にいわばダブって入っておるわけでございします。したがって、この特定街区を定めましては、A地区とB地区を分けまして、A地区につきましましては五〇〇%、B地区につきましましては九一〇%、こういうことにならなければならぬわけでございします。

そこで、B地区につきまして九一〇%とした根拠でございしますが、特定街区が、御承知のように、

街路に囲まれた一街区で、その中に相当な空地をとることにによりまして建物の高さを高いものを許そうという趣旨でございします。この地区は、そういう特定街区ということがなければ、おおむね七〇〇%程度の容積率がふさわしい地区とみなされるわけでございしますが、特定街区によりまして相当な空地を設けるといふ関係上、一定の基準によりまして容積率を高めるといふ措置をとっておるわけでございします。このB地区の場合は、基準に照らしまして三割の容積率のアップを見たという関係で、九一〇%という容積率を出したわけでございします。

○井上(普)委員 そこでお伺いしたいのは、何ゆえにこのB地区のみに特定街区を指定しなかつたかということ。この会計検査院のあるところは官庁街として都市計画がきまっておりますので、それをダブってなせここに特定街区を指定しなければならなかつたのか。

○大津留政府委員 このB地区だけでも特定街区に指定する要件には合致しておるわけでございしますが、御承知のように、特定街区というものは、できるだけ広い範囲でかけるほうがより効果である、特にこの場合、会計検査院を含めまして、周囲の道路との交通状況を見た場合に、これを取り込んで一体として計画したほうが道路網として非常にベターな計画ができるということ、検査院とも協議の上、同意がなされまして、それで計画に取り込まれた、こういう経緯になっております。

○井上(普)委員 特に会計検査院でありますかゆえに私は申し上げる。一つの街区において、特に会計検査院がダブって特定街区にこの場合は指定があつておる。この三井霞が関ビルを建てる際には、これは会計検査院は同意を与えておる。同意を与えておるということは、会計検査院の建物が老朽化して、あるいはまた、会計検査院の空中権と申しますか、それを放棄しておるものと考えますが、どうでございしますか。

○大津留政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、会計検査院が所在しますA地区は、中央

官衙計画とダブっておる関係で、地区を分けて五〇％という容積率が定められたわけでございませうが、その結果、検査院のある部分の空中権を三井のほうに譲ったとか利用させたとか、そういう関係は全くございませぬ。

○井上(普)委員 どう考えましても、あの敷地、すなわち三井が関の敷地の中においてあれだけの容積を出すことは、すなわち、九一〇％の容積率をかけるということは、都市の美観上も、また都市計画上も、私はどうも不適当であると思う。しかも、その周辺はどうかといえますと、霞山会館であるとか教育会館であるとか、あるいはまた、ごたごたした建物がある。私どもがこれを見ましたならば、一つの街区の中に会計検査院が五〇％に押えられておるがゆえに、空中権をこの三井が関ビルに譲ったと思ふ。

それで、もう一度伺います。これは確実にお答え願いたい。それじゃ、会計検査院が将来—いまは五階建てでございますけれども、これを十階あるいは二十階にするときには、これは現行法規の中において全然差しつかえございませぬ。

○大津留政府委員 この特定街区の都市計画におきまして、A地区におきまして建物の建築の限度というものが定められております。それによりまして、容積率は四七六％で、建物の高さ三十五メートル以下、地上九階ということになっております。現在が六階建てでございますから、将来これを建て直すという場合には、ただいま申しましたようなところまで建築できる、こういうことに相なるわけでございませぬ。

○井上(普)委員 同じ特定街区でありながら、片や百何十メートルまでいくし、片や三十五メートルに高さを押えるというのは、一体どこに根拠があるのです。中央官庁街とか何とか言われまうけれども、容積率においてもこれだけの差をつけるのは一体どこに理由があるのですか。

○大津留政府委員 国会を中心とした中央官庁街がここに集まっておるわけでございませうが、これ

らを中心としたしまして東京都都市計画一団地の官公庁施設計画というのが定められております。それによりまして、先ほども申し上げましたように、容積率は五〇〇％以下、建蔽率は五〇％以下ということに決定されております。その地区内に入っておる関係でただいま申し上げたような計画になる、こういう関係でございませぬ。

○井上(普)委員 ここにダブらしたところにおかしげなものとあります。私は思うのです。納得できないところがあります。中央官庁街としての都市計画上の指定区域の中に会計検査院の建物が入っております。ところが、片一方において霞が関の特定街区としてこれまでもダブって指定しているわけですから、ここに不明朗なものがあると私は思う。私らとして、一般人としては納得しがたいものがある。現にこの特定街区を指定する際には、東京都の建築局長あたりはかなりがんばつたはずなんです。ところが、会計検査院はこれに同意を与えておる。すなわち、建築基準法にいうところの隣人の権利としてのも含めるのでございませうが、同意を与えておるはずなんです。会計検査院は同意を与えていません。どうでございませうか。

○宇ノ沢会計検査院説明員 同意いたしております。○井上(普)委員 同意を与えなければこれは建たないのです。そうでしょう。三井が関ビルは、会計検査院の同意がなければ建たないのです。どうなんですか。

○大津留政府委員 特定街区の都市計画の申請をします場合には、権利者の同意を求めるといふことにはなっております。したがって、同意がなければ特定街区の中に含めることができないということには相なります。この霞が関ビルの場合には、検査院の地区を含めませんで、いわゆるB地区だけで特定街区の申請があったといいたしまして、これは特定街区の要件に十分かなうものでございませうので、指定せられたであらうというふう

に考えられます。その場合に、容積率ははたして九一〇％になったかということもございませうが、この敷地の面積並びに建築計画から見まして、九一〇％の容積率にするということは、基準に照らして相当だと考えます。

○井上(普)委員 そこまではつきりしておるのであれば、国の会計検査院というのは、われわれから見れば非常に清潔であるべき役所なんです。町なせこれをはずして指定しなかったのです。町の一つの計画とか何とかいうよりも、むしろ会計検査院に疑惑を持たすほうが国民にとっては非常に大きい打撃になると私は思う。なぜここを切り離してやらなかったのです。そこであなただけが自信がありとするのであれば、会計検査院の同意を与えずに—同意は要らないのでしよう、B地区だけであれだけの建物をするのであれば、そしてまた、なぜそれだけを特定街区に指定しなかったのですか。

○大津留政府委員 先生もあの付近の状況は御承知と思いますが、霞が関の前面に補助一号线という道路が走っております。それから三井ビルの横に幅十一メートルの都道が走っております。それから会計検査院と大蔵省の間に幅十五メートルの中央官庁九号線という道路が走っております。特定街区にいたしまして三井ビルだけの敷地でも基準には合つてございませうが、会計検査院の敷地も含めましてその周囲に道路をつけることができません。これは特に道路の関係上より一そういい計画になるわけでございませう。したがって、できるならば、そういう幅広い範囲内で、しかも道路の関係がよりいい形でできることが望ましいというわけでございませう。それに加えて、検査院といたしまして、南側に通路を設けることができません。あ、敷地がより一そう有効に活用できて、別館の新築等も可能になるということができるわけで、同意がなされたものというふうには聞いております。

○井上(普)委員 道路といひましても、便利な道路といひましても、あの裏の幅何メートルかの道路で、しかも、この道路がつくらなければ、三

井ビルというのは建築基準法に違反するでしょう。つくらなければならぬのです。結果論ばかりをおっしゃる。しかも、あなたがおっしゃっているのは裏側の道ですよ。こちらあたり、会計検査院が同意を与えたことに対して私ども再三聞くのです。あれは建築基準法違反じゃないだろうか、国民は疑惑を持って見ておるわけなんです。しかも会計検査院があるから、特定街区として一緒に包含しておるから、これであれだけの建物ができたのだといううな考え方になっておる。私は、会計検査院というのは最も清潔なところでないならばぬと思う。それが疑惑で見られるようなことは厳に慎まなければならぬと思う。しかも、あなたのほうは同意を与えてこれを建てた。会計検査院はもう少し姿勢を正して、特に三井不動産であるとか、鹿島建設であるとかいうような、利権の巣くつみみたいなところとやる場合には、もっと慎重にやってほしいと思うのです。この点ひとつ会計検査院の御答弁を承りたい。

○宇ノ沢会計検査院説明員 お答えいたします。少し前座が長くなるかと思いますが、ちよつとこれに関連して申し上げたいと思ひます。私のほうの旧庁舎のほうは、昭和十年に建築されました。当時三百人くらいの人員があそこで執務しておったわけでございませう。その後、戦時中に文部省のほうへ移りまして、その五階、六階におつた。ところが、終戦後、その人員が約四倍にふえまして千二百人になったわけでございませうが、その千二百人の職員が昭和三十四年に現在の旧庁舎に帰つてまいつたわけでございませう。そうしますと勢い庁舎の面積が不足するということで、かねがね増築したいという強い希望を持っておつたのでございませう。

現地をごらんになっていただければおわかりですが、先ほど建設省から御説明がございましたように、かに特定街区の指定がなされなかつた。新庁舎と、三井ビルの間に道路ができる、そうする

井ビルというのは建築基準法に違反するでしょう。つくらなければならぬのです。結果論ばかりをおっしゃる。しかも、あなたがおっしゃっているのは裏側の道ですよ。こちらあたり、会計検査院が同意を与えたことに対して私ども再三聞くのです。あれは建築基準法違反じゃないだろうか、国民は疑惑を持って見ておるわけなんです。しかも会計検査院があるから、特定街区として一緒に包含しておるから、これであれだけの建物ができたのだといううな考え方になっておる。私は、会計検査院というのは最も清潔なところでないならばぬと思う。それが疑惑で見られるようなことは厳に慎まなければならぬと思う。しかも、あなたのほうは同意を与えてこれを建てた。会計検査院はもう少し姿勢を正して、特に三井不動産であるとか、鹿島建設であるとかいうような、利権の巣くつみみたいなところとやる場合には、もっと慎重にやってほしいと思うのです。この点ひとつ会計検査院の御答弁を承りたい。

○宇ノ沢会計検査院説明員 お答えいたします。少し前座が長くなるかと思いますが、ちよつとこれに関連して申し上げたいと思ひます。私のほうの旧庁舎のほうは、昭和十年に建築されました。当時三百人くらいの人員があそこで執務しておったわけでございませう。その後、戦時中に文部省のほうへ移りまして、その五階、六階におつた。ところが、終戦後、その人員が約四倍にふえまして千二百人になったわけでございませうが、その千二百人の職員が昭和三十四年に現在の旧庁舎に帰つてまいつたわけでございませう。そうしますと勢い庁舎の面積が不足するということで、かねがね増築したいという強い希望を持っておつたのでございませう。

現地をごらんになっていただければおわかりですが、先ほど建設省から御説明がございましたように、かに特定街区の指定がなされなかつた。新庁舎と、三井ビルの間に道路ができる、そうする

と、今度新庁舎を建てようとする場合には、それよりさらに何メートルか後退しなくちやいかぬということ、現地の実情から見ましてとても物理的に建築ができないということ、私のほうも非常に苦慮しておたわけでございます。ところが、たまたま当時、三十九年ですか、都のほうから、特定街区の指定にしたいが、どうかという申し出がございまして、それでいろいろ検討いたしましたところ、特定街区の地区という中に検査院も入れば、現敷地の中に現在建っているような別館も建設が可能だということがわかりましたので、やはり狭い土地を有効的に利用することが可能だということでありました、あながち都知事の申し出に対してこれを拒否することもなからうということ、現在のような庁舎が建つことができたということが、同意をするに至った大体の概要でございます。

○井上(普)委員 事務総長、あなたはいかにもそれによって利益があるがごとくおっしゃってられますが、この地図を見まして、あなたのほうは一体どこにメリットがあるんですか。裏の道路だけじゃないですか。裏の道路だって、三井がこの建物を建てるためにつくらなければならぬ道路なんですよ。道路をつくらなければこの建築はできませんよ。いかにももっともらしい言いわけをなさっておられますが、会計検査院というのは、あらゆる利権を摘発するのがあなたの任務だと思ふんです。予算がいかに忠実に執行されておるか、国民が不利益を与えられていないか、こういうことを厳重に検査するのが会計検査院でしよう。でありますから、会計検査院みずから姿勢を正さなければならぬ。三井不動産社長の江戸英雄さんは、いろいろな審議会、政府機関に關与している。こういうような方々とは、特にあなた方は注意してやっていたかなければならぬ。いま国民の中にはそういう疑惑が渦巻いておるんです。このたびの会計検査院の処置というものは、違法とは申しませんが、まことに軽率きわまりないということを申し上げまして、この問題につきましてはこれで質問を終わりたいと思ふのでございますが、私がたゞいま申し上げたことについて、会計検査院の任務とか使命とかいう問題とこのたびの処置について、いかが御反省になっておられるか、ひとつ御所見を表明していただきたいと思います。

○宇ノ沢会計検査院説明員 同意を与えましたのは、たゞいま私が御説明申し上げたようなことでございます。

なお、会計検査院の姿勢についていろいろ御批判がございましたが、こういう点につきましては、今後誤解のないように十分考えて善処したい、かように考えております。

○井上(普)委員 続きまして伺いたいのでございますが、先日来建築基準法の改正案につきまして局長のほうからいろいろ御説明がありました。現在の建築基準法の違反というものは、先日の参考人の石井首都整備局長の言われましたように、非常に数が多いと同時に、その施工主、あるいはまた、だれが主体であるか、建築をやっている業者はだれであるかということが非常に不明である、これに対してパトロールをやりましたが、明らかにするのには時間がかかるのだ、こういうお話でございました。そこで、今度公示制度を取り入れられるわけでございますけれども、この公示制度につきましても、あなたは、福岡委員の質問に対して、氏名不詳のまま公示をすることができるといふようなお話でございましたが、一体、氏名不詳のまま違反建築物の前に看板を公示したことが法的に有効でございますか。この第九条との關係において有効かどうか。この点について判例なんかがございますか。

○大津留政府委員 九条の違反は正命令を出す場合に、相手方が名前をあかささない、あるいは住所をあかささないといふことのために、氏名不詳あるいは住所不詳といふことで命令を出せるわけでございます。したがって、この命令を出したときは、それを受けてこれを公示するということでございますので、その公示も当然に有効になつてくる、こういうふうな考えております。

○大津留政府委員 判例等はちよつといま手元に用意がございませうが、たとえば犯罪人にいたしまして、黙秘いたしましたして氏名をあかささないといふ場合におきましては、番号等によって刑罰が科せられておるといふことから見ましても、この点について可能であらうといふふうに考えております。

○井上(普)委員 可能であらうじゃ困るのです。しかも第九条の第二項には、特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由を記載した通知書を交付しなければならぬ、とあるのです。これはだいたい膨大な文書になると思うのでございますが、どうでございますか。

○大津留政府委員 相手がわからないということに備へまして、たとえば九条の七項であるとか、あるいは十一項という規定がそれぞれあるわけでございますが、二項の通知書の交付、これは通知書を送付することによって、その措置の前置的な手続として行なわれるわけでございますけれども、たとえば、受け取らないといふような場合には、これを交付し得る状態あるいは相手に到達する状態に置けば足りるということで運用しております。

○井上(普)委員 相手に渡さなければならぬ。この建築主事なり監視員はそれを渡す努力をしなければならぬのでしよう、基本的人権のいまの憲法下において、その努力をしなければならぬので非常に手間を食つてゐるのですね。それを、この九条だけでも氏名不詳のままいいですか。実際それであなたは停止命令をやつて公判維持をする自信ありますか、どうです。

○大津留政府委員 裁判になりましてもこれは有効だといふふうに私は確信いたしております。

○井上(普)委員 あなたが確信するにはその根拠がなければならぬ。根拠をひとつ示していただきたい。何かそれらの判例でもありますか、どうでございますか。

○大津留政府委員 相手が逃げ回つておる状態におきましては、第一線の職員がたいへん努力し苦労するといふことは、御指摘のとおりでございます。しかし、この規定は、相手が氏名をあかささない、あるいは通知書を交付しようとした場合に、それを受け取らないで逃げ回るといふときには、効力がない、執行できないという趣旨ではございませんで、そういう場合には、交付し得る状態に置けば足りる、また、氏名、住所等が不詳のまま命令が出せる、こういうふうな考えております。ちよつと判例等の用意がございませぬけれども、従来からそういうふうな解釈し、運用してまいつておるわけでございます。

○井上(普)委員 そういふような姓名不詳のままいままで正命令を出したことがございますか、どうです。

○大津留政府委員 そういふ実例があるかどうか、ちよつと明らかに承知しておりませぬ。

○井上(普)委員 現行法規はこのまま置くのですよ。いままで住所氏名が不詳のまま出したこともないでしよう。それをあなたはいまここで、できます、確信がありますという根拠を全然お示しにならない。その点非常にごまかしがある。この法律さえ通ればいいという局長の態度じゃございませんか。局長、どうなんです。

○大津留政府委員 この規定に類似の規定はほかにもいろいろあるわけでございますが、その相手はつきりわかっている、この男だということがわかつておる場合には、氏名が明らかでなくても有効に命令ができるということは、他の法律についても同様に解釈が確立されておるよう承つておるわけでございます。

○井上(普)委員 ほかにいろいろあるといふのは、何々あるのですか。それからまた、やつておる主体がわかっているのであれば、氏名もわからなければならぬでしよう。あなたの言うことには矛盾がありませんか。

○大津留政府委員 たとえば刑法に基づく犯罪でございまして、だれかが暴行なり窃盗なりという

犯罪をやったことが明らかな場合には、その男の住所なり氏名がたとえ明らかでなくとも、法律が有効に作用して逮捕あるいは処罰することができ、こういうことでございますので、それらの一連のことと解釈いたしまして、有効に作用し得ると考えておるわけでございます。

○井上(普)委員 あなたはいま刑事罰のことを例にあげましたけれども、行政罰でそういうことが現在の法体系の中でできますかというのです。

○大津留政府委員 建設省所管の例を申し上げますと、たとえば土地収用法による命令、これは相手の氏名がわからなくても出せる、こういうことでございますので、ほかにも例があるうと思ひます。

○井上(普)委員 土地収用法という法律は、行政執行法がなくなった現在において、行政法としては国家権力の最も強い法律ですよ。その法律にあるからこの基準法に適用できるという考え方には、論理の飛躍があると思うのですが、どうですか。

○大津留政府委員 見解の相違ということに相なるうかと思ひますが、行政命令におきましてはそういうことができるというふうに私どもは解釈しております。

○井上(普)委員 あなたが解釈したところで、行政官が解釈したところで、これは公正にして客観性を持たなければ行政罰の対象にならないのですよ。あなたはできるとおっしゃるけれども、私は疑念があるから聞いておるのです。こゝら煮詰めてほしいのです。判例なり、そういうものがありましたら私は納得いたします。それはありますかと云うのです。土地収用法というのを例に出されますけれども、土地収用法という法律は、これは行政法の中においても最も強い法律なんですよ。それとこれと一緒にして考えるというわけには私はまいらないと思ひます。

○大津留政府委員 判例をちやうど持ち合わせておりませんので、私はそういう解釈で間違いないと思ひますけれども、さらに判例等を調べまして

後ほどお答えいたします。

○井上(普)委員 そこで、姓名不詳のまま違反建築がどんどんと進んでいく場合に、昨日でございましたか、自民党さんは実は修正案を御提出になりました。この建築基準法をよりよきものにしようとする自民党理事あるいは党の態度に對しましては、私はある程度敬意を表するものでございまして、しかし、この修正案の中に出てまいりました点におきまして、行政代執行の特例をここに入れようとしておるのでございます。それは「行政代執行法第二条の規定にかかわらず」と、こうある。行政代執行法第二条は、御承知のように、これは「法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、」初めて発動ができるのであります。そこで、この問題これ自体についても問題があります。が、特殊な例として、しかも、特殊じゃなくしてそれがほとんどである姓名不詳の事件に對して、こういう代執行が行なえるかということについてひとつお伺ひいたしたい。

○大津留政府委員 現行の九条の第十一項に、第一項によつて必要な是正命令をした場合におきまして、その命ぜられるべき者がわからない、また、その違反をそのまま放置しておくことが著しく公益に反すると認められる場合には、特定行政庁はその者にかわつてみずからそういう内容のことをやる、つまり代執行ができるという規定がございまして、したがひまして、今回修正をなさるようになつております代執行の特例は、現行代執行法の第二条の規定のうち「著しく公益に反すると認められるとき」というその限定を除くことという趣旨のようになつておりますけれども、現行十一項で、ただいま申し上げましたような、相手がわからなくてもできるということでございますので、もしこの修正ができましたならば、相手がわからなくても、かつ、著しく公益に反するといふ

ことがかりに認められなくても、違反建築につきましては是正の代執行ができるもの、こういうことになるものと解釈しております。

○井上(普)委員 この修正案の修正の要綱のことは別におきまして、姓名不詳のままにはたして代執行ができるかという点につきまして疑問を抱かざるを得ない。といひますのは、私も知つておりますが、九条の十一項にこういう規定はあります。しかし、この規定は昭和三十六年に改正になつておるわけですが、昭和三十六年に改正になつて以来現在に至るまで八年間ですか、八年間にこの十一項の規定を適用した例がありますか。何件ありますか。それと同時に、代執行をなす場合には、代執行法第三条で、はつきり「代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならぬ」とある。そしてその第二項におきましては、執行者の代執行に要する費用の概算の見積もりを義務者に通知しなければならぬのでしよう。第三項におきましては、緊急の場合においてはこの手続を経ないことができるけれども、非常の場合又は危険切迫の場合」この二つです。それ以外は、義務者に対しては代執行による経費までも通知しなければならぬという規定になつています。それで姓名不詳のままにいますか、どうですか。

○大津留政府委員 先生御指摘の九条の第十一項というものが、いわば行政代執行法の三条の特例をなしているものというふうに私は解しております。したがひまして、建築基準法違反の是正命令に對しましては、十一項によりまして、相手がわからなくても、したがひて、この戒告とか見積もりの通知というものを省略して代執行ができる、こういうふうな解釈しております。

○井上(普)委員 省略することはできないですよ。十一項では、公告しなければならぬですよ。

それから、昭和三十六年から何件やったのです。こういう改正までできておるのに、八年間何件やったのです。氏名不詳のままにこの十一項の規定によつて代執行をやつた件数が幾らあるのです。

○大津留政府委員 十一項で、相手がわからない状態のまま代執行したという例はございません。

○井上(普)委員 いままで姓名不詳のままやつたことはないとおっしゃる。しかし、姓名不詳のままの違反建築が多いのが実態なんです。先日小川君がここで説明されましたように、あるいは石井首都整備局長が申しましたように、建てかけて、つかまつておることでそのまま逃げてしまつて、だれが所有者であるか、だれが施工者であるかわからない、こういうものが非常に困つておるのであります。それが大体違反の七〇%を占めておるのじゃございませんか。建て売り住宅のこういうケースが非常に多く、また、これによつて被害をこうむつておる国民大衆というものが非常に多いのです。だから、これを押さへようとするのが、私らの先日の理事会でのねらいでもある。ところが、自民党側から修正案は出てきましたけれども、この修正案の「代執行法第二条の規定にかかわらず」といふことは、十一項にきちつと書いてあるのです。できるようにしておるのです。読んでみなさい。「第二条の規定にかかわらず、」なんとこのことは、条文の中にはつきりうたえますか、どうですか。

○大津留政府委員 行政代執行をやります場合に、著しく公益を害すると認められる場合という限定を特に課する必要があるじゃないかという御趣旨かと承つております。おそらく、そういう趣旨を条文にされるにおきましては、これは衆議院の法制局等におきまして御研究いただくわけでございますが、特定行政庁は、第二項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、または履行しても第一項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従ひ、みづから義務者のなすべき行為をし、または第三者をしてこれをなさせることができる、こういうような表現になるのではなからうかと思ひます。したがひまし

て、法文の文言の上におきましては、「第二条の規定にかかわらず」というような文言でなく、第二条の文言のうち、著しく公益を害すると認められるときという文言を除いた表現が、この基準法の中に特例として定められる、こういうふうにしては考えておるわけでございます。

○井上(普)委員 ただいま局長が言われたような趣旨のことは、第九条関係に全部あるのじゃございませんか。特に第七項、第十項、第十一項にその趣旨が書き込まれておるのじゃございませんか。どうでございます。

○大津留政府委員 違反建築の是正のためにいろいろ苦心をして、従来、改正においていろいろな規定が加えられて措置が行なわれておりますが、いま御指摘の七項というのは、緊急の必要がある場合に仮の中止命令を出すことができる、それで仮に一応中止をしておいて、その間に成規の手続をとるということ、それから十項におきましては、工事中の建築物についてこれを停止、禁止という命令でございます。第一項にあります除却とか移転、改築、増築、修繕、模様替えあるいは使用禁止というふうなもののすべてを含んでおるわけではございません。それから十一項は、先ほど申し上げたし、またお触れになりましたように、相手がだれかわからないというときに、代執行法の特例として特定行政庁が執行できるという規定でございますので、ただいま修正によって加えられるというお話が進んでおるやに聞いております。代執行法の第二条の特例、これはやはり現行の規定に加えてそういうものの必要性が十分ある規定だと思えます。

○佐野(憲)委員 関連。少し井上委員との質疑応答の中でただしておきたいと思いますが、「行政代執行法第二条の規定にかかわらず」という規定を持つておる法律がありますか。その点ちょっと……。

○大津留政府委員 代執行法の第二条の特例を規定したものはございますけれども、「第二条の規定にかかわらず」という法文上の表現を用いたものはないだろうと思えます。

○佐野(憲)委員 官房長官も、しばしば、土地収用法の中にそういう文言があるじゃないか、こういうことを言われるのですけれども、なるほど、土地収用法の中にはあると思えます。それから土地収用法の中に明文化されているのは、百二条の二の第五項ですね。この中に「行政代執行法第二条の規定にかかわらず」という規定を置いてありますね。

○大津留政府委員 御指摘のとおりでございます。す。

○佐野(憲)委員 そのことと、ここに置いている規定と——いま井上さんが指摘になつて「行政代執行の特例」建築基準法の一部改正案の修正案要綱、この中に「行政代執行法の第二条の規定にかかわらず」という規定を置けるのと、この土地収用法の中における「かわからず」とは、異質なもののだということをお認めになりますか、どうですか。

○大津留政府委員 土地収用法百二条の二の第五項に、御指摘のように、「行政代執行法第二条の規定にかかわらず」という文言がございまして、これは、今回修正をされようとしておられる「第二条の規定にかかわらず」というのは意味が違つておると思いますが、同じ百二条の二の第二項に、行政代執行法のいわば特例がございまして、これと類似の内容であるというふうな理解しております。

○佐野(憲)委員 法制局の方はお尋ねしておられますか。——では、法制局の方にお尋ねしておきたいと思うのですけれども、この行政代執行法が国会に提案されましたのは第二回国会だったと思えますが、第二回国会における法制局長官の佐藤達夫さんと井伊誠一さんとの質疑応答、並びに提案理由その他のことについてお尋ねをしておきたいと思つたのですが、行政執行法が廃止されたときに、新しい憲法に照らして、いろいろな意味において暗い印象を与えておるし、過去における行政権の乱用その他の暗さを払拭して、根本的に必要なものは必要として認めていく、そのために行政代執行

法というものを取り上げたのだ、こういう点がありすね。特に、執行罰については、一般法としてはこれは除いていく、しかしながら、特別法の中ではこれはやはり生きていくのだ、こういう説明もありまして、一番大切な点は、この代執行法におきまして、第二条ですね、他に方法がない、もう一つは、著しく公共の利益に反する、この二つの条件が、いわゆる権利の乱用を戒める歯どめだ、この点を指摘しておりますね。それから第二の点としては、訴願並びに異議の申し立てがある、この意味で私権を確保しておるのだ、この二つの点があるから、過去のような暗いイメージになり印象を払拭することができると、新しい憲法に照らしても必要性を強調してあるわけですね。繰返し佐藤さんが述べておられるのは、第二条の二つの条件、他に方法がない、著しく公益を害する、この二つが明らかにされることによって乱用を戒めておるのだ。それから、訴願並びに異議の申し立て——これは第七條は他の関係上消えてしまいましたが、当時は第七條に訴願並びに異議の申し立てというものを明らかにいたしておるわけですね。この二つがあるから、戦前のような行政執行法における乱用というものは歯どめができておるんだ、こういうぐあいになっておりますね。

そこで問題になってまいりますのは、いま井上さんとの質疑応答の中で問題になってまいりますことは、土地収用法における行政代執行法第二条というものは、先ほど申しました第二条とは異質な、他の手続上の問題で第三者に対する云々ということに繋がっていくのですから、これは問題はないといたしまして、特例として「第二条の規定にかかわらず」ということになってまいりますと、単なる第二条の後段に示されておることに対する「かわからず」ではなくて、二つの条件にもかかわらずもしこういう規定を置いたとするならば、どうお考えになりますか。

○田中(康)政府委員 行政代執行法の第二条で、いま先生が仰せられましたように、「他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且

つその不履行を放置することが著しく公益に反する」この二条件が定められておりまして、その要件に該当しない場合には行政代執行ができないということになります。私もそのとおりと考えます。また、一般法である行政代執行法というものでありますから、それぞれの具体的な各法律で条件がきまつているような義務違反ではございませんから、すべていまのような要件をかぶせることは必要があると私も考えておるわけでございます。

ところで、この二つの要件を形式的に書かなくとも、他の法律が大体これと同じような条件になつておるといふような状態にある事犯につきまして、この条件を除いて行政代執行法のような手段をとることが可能ではないかというふうには実は私は考えるわけでございます。そこで、いま申し述べましたのは一つの例でございますが、いま仰せになりましたような行政代執行法の二条件が必ず形式的に備わらなければならないということではなくて、それと同じような条件が他の特別法におきまして備えられておるといふような場合におきましては、それにつきまして行政代執行法のあとの手続がかかってくるということはあり得ることであるというふうな考えるわけでございます。

ただ、いまの修正案につきましては、私のほうの担当ではございませんで、これは衆議院の法制局の担当でございますので、私からいろいろ申し上げることではございませんが、一般論としてはそういうふうな考えております。

○佐野(憲)委員 私は一般論として——あなたは何か予見を持って言っておられるんじゃないかと思つたのです。第二条の規定にかかわらず、みづから義務者の行為をなすということ、第二条の規定にかかわらず、というものは、単なる第三者として云々ということではなくして、いま申し上げましたように、確保するための他の方法がない、公共のために著しく公益を害しておる、この二つの要件、これが行政代執行法の目的となつておるわ

わけでございます。

ところで……。

けです。これはどうでもいいんだということでもし行なわれとすれば、これはたいへんなことじゃないですか。憲法違反の問題であると同時に、国会に提案された趣旨——乱用をいかにして防止する歯どめとなっておるか、この目的があるから歯どめができておるんだ、しかも私権に対するところの保護規定がもう一つ設けられておるんだ、この保護規定と二つの条件があるから、憲法違反ではないんだ、新しい憲法の趣旨に沿うんだ、こういうぐあい一般法として規定いたしておるわけですね。特別法によって、これはどうでもいいんだ、「かかわらず」ですから、どうでもいいんだ、こういう行政目的の恣意によって、一般法である行政代執行法が空洞化されてしまう、そこに権利の乱用に対するところの担保がどこにあるのですか。そこであなたは考慮されておるかもしれない。いろいろな問題を予見されておると思うのですが、すなおに、行政代執行法の第二条の規定にかかわらず、二つの条件はいいんだ、こういうことが許されると思いますか。その点をもう少し明確にしてください。

○田中(康)政府委員 私は、行政代執行法のいまお述べになりましたような条件は、憲法上必ずあの条件が整わなければ憲法違反になるというふうな意味であるかどうかにつきましては、そこまでは実は考えておらないのでございます。当然、義務違反、一定の義務が加せられておる場合に、その義務が履行されないというのを放置しておくことは、社会生活上許されないことであるというふうに考えられます。そこで、そういうものを除去する手段としていかなるものがあるかという点になります。それから、それが私権を侵害する手段でございまして、それが比例を伴っていないならばならないというふうにももちろん考えるわけでございまして、その比例がある限りにおきましては、いま言ったような要件がたとえ形式的に書かれなかったとしても、私は憲法上の要請は満たしておるというふうに考える

わけでございます。

○佐野(憲)委員 それはおかしいと思うのですよ。憲法の第三十一条によって、御存じのとおり、刑事法は民事関係に対してきびしい手続が規定されております。それによって、刑事訴訟法なり民事訴訟法によって私権が擁護されております。しかしながら、行政手続においてこういうことがもし許されるとするなら、刑事問題においても民事の場合においても、訴訟法によって一定の私権が救済されて、その中で——一体、第二国会における提案の趣旨と全然違ったことをあなたは言うておられる。あなたはその資料をお読みになりましたか。第二国会においてどういうことが一体論議されておるか。法制局長官佐藤さんが、新しい憲法に照らして、このことが人権を擁護し、憲法の精神に合致するのだということ、二つの条件を出しておるでしよう。それをあなたは——そうやってきまして、行政権の恣意なり乱用というものを一体どこで歯どめをしていくのですか。しかも二条の規定にかかわらず——一般法として行政代執行法によってこの二つの要件を満たしておる場合におきましては、法律上の形式的なことは述べななくてもその道筋にたがっていき、これはわかりませんが、しかし、あなたのように、第二条はどうしてもいいんだ、憲法上問題がないんだ、人権侵害その他過去の行政執行法と同じようなことをやらねどもいいんだ——行政権の乱用、その歯どめになるのが第二条の二つの条件じゃないですか。当然、私権の救済の他の道があるからこそ、このようない行政権というものは許されておるのじゃないですか。私権に対する保護はどうでもいいんだ——土地収用法その他にはそれぞれ私権の保護があります。あるいは、独立の行政委員会として独立の権限を行使する、そのためには、所属するたとえば県知事の指揮命令を受けない独立の行政組織だという権限のもとにおいて、明け渡し裁判なり、いろいろなことが決定されてくるわけですね。これは私権擁護の手続において非常に吟味さ

れておる。刑事訴訟法におきましても民事訴訟法におきましても、非常に吟味された手続法が存在しておるわけですね。日本においては残念ながら行政手続法がない。あなたはアメリカの行政手続法の第四条をお読みになって、日本の行政手続法というものの比較をされたこともおありになるだろうと思ひますけれども、こういう中において、行政代執行法の第二条はどうでもいいんだ、こんな考え方を乱暴に——それは憲法違反にならないのだ、第二条はどうでもいいというのになります。一体どこに行政の乱用の歯どめを置くか、どこに私権を救済する道があるのか、この点をもう少し明確にしておいていただきたい。

○田中(康)政府委員 私は、いまの行政代執行法の要件を全部書かないにしても、それでいいのだと言っているわけではございません。

○佐野(憲)委員 そうじゃないですよ。書く書かないでなく、第二条はどうでもいいということを書くか、あるいは別問題ですよ。しかしながら、そういう要件を満たしておる、だからこれはつながっていくんだ。たとえば、それに対して是正命令を出す場合がある、あるいは不作為義務に対して執行罰をかける、それでもなお仕事を続ける。執行罰はついており、継続しております。ここにきてその是正命令なり移転命令なりを出す。それに対する聴聞なりいろいろな手続がとられてくる。そのことがある程度——ある程度ですよ、入ってまいりますと、第二条の目的に沿った手続が大体積まれている、こういう中でどうつながっていくか、これはあると思います。しかしながら、第二条の条件にかかわらず、こうなつてまいりますと、どうなりますか。それでもいいというわけですか。第二条件の条件は、どうも他に方法がないのだ、しかも公共のために著しく利益を侵害するんだ、この二つの条件があり、かつ、私権の救済の措置が残されておるから、行政権に対してある程度の権限は付与してあるわけでしょう。それは二条はどうでもいいんだ、こういう解釈と、そういう手続

の中でこの条件が満たされてきておるんだ、だからここにつながるのにはという法律技術の問題があると思います。技術の問題を問うておるのじゃないですよ。二条の条件はどでもいいんだ、こういう考え方がもし憲法上許されておるとするならば、他の法令はがらりと変わってきますよ。行政官の恣意裁量によって、これ以外方法がないじゃないか、これは公共の利益に反しておるとおれたちは考えたんだ、だから代執行の条件はどうでもいいんだ、こういう解釈でもし手続をとられたとすると、それでもあなたは憲法違反でないと言いますか。これはたいへんな問題ですよ。

○田中(康)政府委員 私は、いまの「第二条の規定にかかわらず」ということを書く書かないにかかわらず、そういうことが憲法の精神として許されるか、こういう御質問だと思いますが……。

○佐野(憲)委員 私は書く書かないを言っておるのじゃないですよ。行政代執行法は一般法としてあるのですから、これにつながるいろいろな手続において私権が擁護されておる。それにつながるから、書く書かぬという問題じゃなくて、逆に、そうじゃないんだ、そういう二条の条件は要らないんだ、「第二条の規定にかかわらず」といういう明文化をするということはどうだということなんです。これを言っておるのですよ。書く書かないじゃない。そうでしょう。問題が違ふと思うのですよ。趣旨はどうでもいいんだという規定を置くのだ、代執行という手続の目的に沿わなくてもやれるのだ、目的はどうでもいい、こういうことを明文化した場合に、一般法である行政代執行法というのはい体どうなつてしまふのですか。どこに一人人権の担保があるのですか。

○田中(康)政府委員 わかりました。そこで、いまの二つの条件が形式的に書かれなければならないという意味ではなくて、実質的にその二つの条件が書かれなければ、憲法を尊重したことになるのではないかと、憲法を尊重しなかつたかと思ひますが、私もその点についてはそうだと思います。ところで、二つの条件が必ず書かれる

の中でこの条件が満たされてきておるんだ、だからここにつながるのにはという法律技術の問題があると思います。技術の問題を問うておるのじゃないですよ。二条の条件はどでもいいんだ、こういう考え方がもし憲法上許されておるとするならば、他の法令はがらりと変わってきますよ。行政官の恣意裁量によって、これ以外方法がないじゃないか、これは公共の利益に反しておるとおれたちは考えたんだ、だから代執行の条件はどうでもいいんだ、こういう解釈でもし手続をとられたとすると、それでもあなたは憲法違反でないと言いますか。これはたいへんな問題ですよ。

と同じ状態がある特定の法律でもって実現しております場合に、そういう実現しております状態を踏まえまして新しく行政代執行法の手続を進めていくということでありますれば、これは違憲ではない、私はこういうように考えておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 どうもおかしいですね。もう少しすなおな形で考えていただきたいと思うのです。政府委員は予見を持っておられるからおかしな答弁になつてくるんだらうと思うのですけれども、第二国会の司法委員会に提案され、そこで行なわれた質疑応答や、本会議における討論なり、その報告なりを読んでみますと、その中に、やはりいかに行政執行法によって人権がじゅうりんされたか、それをどう防ぐか、しかしながら、この代執行法というものは必要だ、新しい憲法の考えに立つて行政代執行法を提案した、他のものは、調整の問題あるものはすべて廃止している、この問題だけは新しい憲法に照らして実は一般法としてつくるんだ、その中で、過去に見られた行政代執行における行政官の権利の乱用や拡大解釈を防ぐために、いわゆる第二条においてそのことを明確にした、その上、訴願なり異議の申し立てによつて救済の道も講じて、行政官の恣意というものをここで押えておるんだ、だから権利乱用の歯どめはここにあるんだ、この二つのことを抜きにすれば法の意味がないんだ、こうまで答弁している。これは佐藤達夫さんが法制局長官として答弁されておるのです。だから、この行政代執行法は新しい憲法の精神に合致する運用が行なわれるんだ、こう言っておられるわけですか。そのことをあなたは一歩肯定するのはつきり答えてほしい。

○田中(康)政府委員 この行政代執行法が制定されましたときの当時の佐藤法制局長官の答弁は、当然私たちもまたこれを引用しておるわけでありまして、そのとおりの見解に立っております。

○佐野(憲)委員 そこで、あなたは、「第二条の規定にかかわらず、規定はどうでもいいんだ、こう

いうことに対しては一体どうお考えになりますか。第二条の二つの条件はどうでもいいんだ……。

○田中(康)政府委員 私はどうでもいいというふうに申しているわけではございませんで……。

○佐野(憲)委員 そのことについてどう考えておるかというのを聞いておるんだ。あなたの主観は要らない。そのことに対してどう考えておるか。「第二条の規定にかかわらず、……」。

○田中(康)政府委員 二つの条件はどうでもいいということとはございません。

○佐野(憲)委員 ならば、どうですか。そういう規定はどうなりますか。法制局はどういう見解を持ちますか。明文化して「第二条の規定にかかわらず、……」でもいいんだ、こういう規定を置いたらどうなりますか。そして、この法律が特別法で規定しているから、これは行政官は自由にやれるんだという考え方に立つならば、過去の行政執行法と何ら変わらない行政官に対する権限を付与することにならないですか。第一条から第四条における行政検束だつて、新たな形を持って出てまいりますよ。行政検束と同じことが——第一条から第四条、他の法律でそれは吸収されておりますけれども、あなたのような解釈、いままでのような解釈でやってくると、保護のために行政検束だつて可能になつてしまいますよ。そうでしょう。

○田中(康)政府委員 行政検束その他につきましては、これは憲法三十一条その他の問題がございまして、憲法上できないことは明らかでございます。

○佐野(憲)委員 そんなことはないですよ。警察官職務執行法が出てまいりましたときに、私、当時の委員でありまして、保護検束その他の議論が新しい改正案として出てまいりましたね。職務質問する、そこに自殺のおそれある者あるいはいろいろなことがあるから、保護検束することができ、留置することができ、これと同じ解釈が再び出てまいりますよ。だからこそ、第二条において規定を設けて、これは憲法の精神に合致する第二条の規定だぞ。この規定はどうでもいいんだと

いうことになつてまいりますと、行政権というものを拡大するのをどこで歯どめするのですか。だから、もしそういうことがあるとするならば、これは明らかに憲法違反でしょう。そういうことをやるかやめぬかは別としてですよ。あなたはそういう予見を持って、建設省と何との間には、この文言ではない、何かの文言を考えておるんだらう、こういう解釈を持っておられるから、私は、そういうことを抜きにして、すなおな形におけるしろろとの考え方として、一般に言われておることを、委員会なり理事会で論議されておる素朴なことばとして、第二条の規定、こんなものはどうでもいいじゃないかという考え方ももしそういうものを法文化したら一体どうなりますか、こういうことを言っておるのですよ。純然たる法律と憲法との問題で、第二条はどうでもいいということ

を明記した場合に、一体どうなるかと言っているのです。

○田中(康)政府委員 一般論をいたしまして、憲法上の要請をいたしましては、一般法においていまの要件がかぶつておるのに、なぜこの建築基準法だけはそういう要件をかぶせないでどんだん代執行ができるということが許されるかどうか、そこが私は要点だと思ひます。そこで、そういう……。

○佐野(憲)委員 そこまでは言っていない。それは後ほど改正案が出てまいりましたときに論議されるべき問題で、要綱として、まだ明文化されていません。そういう中で一応見解を聞いておきたいわけなんです。そういうものを明文化した場合に一体どうだということをお聞きののです。建築基準法なんということは聞いてないですよ。明文化した場合にどうなんだ。それでもいいんだ、行政権としてはやれるんだ、こう考えられるかどうかということですか。

○田中(康)政府委員 だから、二要件がすでに充足されておるような状態におきまして……。

○佐野(憲)委員 充足されているかされていなかは別の問題だ。

○田中(康)政府委員 それは立法の段階におきまして……。

○佐野(憲)委員 「規定にかかわらず、……」というのを聞いているのです。

○始開委員長 ちょっと区切りをつけてください。

○田中(康)政府委員 これは立法論の問題でございますから、いろいろ立法のことばが書かれると思います。立法に書かれましたところから従つて、さらに代執行ということがそのうしろについていくということになりますから、その立法が書かれた状態において一体いまの二要件が充足されておるかどうかがということが——もしあるとするならば、そのときには代執行がそのままかぶつたていいではないか、こういう見解であります。

○佐野(憲)委員 これから私は、理事会で懇談しましたことをやはり本委員会において逐次質疑の中で問題点を明らかにしていきたい。そのためにこれは重大な問題であります。今後明文化するためにも大きな問題だと思ひます。

ですから、私が聞いておるのは、どうも法制局のほうは予見を持っていろいろなことを想定しておられるからなんです、もう少し率直に、そういう要件があるかないかわからない——第二条の要件が満たされておる、そういうことから法律技術的につながっていく、これはあり得ると思うのです。ただ、それがあるか否かは別として、法の中に、行政代執行法の第二条はどうあるうとものというこぼが入った場合どうかということなんです。入るか入らないかということより、入った場合はどうか、こう聞いておる。

○田中(康)政府委員 「第二条の規定にかかわらず、……」というものが入りした場合に、明らかにその第二条のすべてのいまの要件が充足されないにもかかわらず代執行以下の手続がかかるというように意味で書かれていたししますならば、これは相当問題があると思ひます。

○佐野(憲)委員 憲法上どうかということです。

○田中(康)政府委員 これは憲法上の問題がある

のでございますが、その場合に、はたして、いま一つの条件である著しく公益に反するということをすべて達しなければいけないかどうかというその幅の問題が私はやあるのではないかと、うう気はいたしますけれども、いずれにいたしまして、その二要件をある程度かぶせなければいけないことは、これは明らかだと思ひます。

○佐野(憲)委員 最後には、公共の利益あるいは公共の福祉でもいいですが、こういうのは一体どうですか。警察あたりは、法律上熟したことばだといふのです。法務省の方も来ておられるようですが、どうですか。最高裁判所あたりで、公共の福祉とは一体何であるか、そういう概念というものを明らかにしたことはありますか。いろいろな問題が起つて、これが公共の福祉かどうかという判断をやったという判例も私はよく見ておりますけれども、公共の福祉とは何だといふ、こういう概念を明確にした最高裁の判例はあります。

○田中(康)政府委員 私は、絶対にないかとおっしゃられますと、そこまでの自信はございませんが、訴訟というものは、おおよそ、ある一定の事実に基づいて、その事実の救済というのを目的として行われるものでございますので、一般的に、公共の福祉が何であるかといふことをいふことがおそろしく必要がないために、いわれてないのではないかと、いふに思ひます。個々の具体的事案に即して、その場合におけるこれは公共の福祉であるといふことは、いふに思ひますけれども、一般的には、大體いふことにならないのではないかと、いふに思ひます。

○佐野(憲)委員 建設省の法律の一つのなには、めんどろな問題はすべて、公共の福祉のためにという形で目的の中に入れておられるわけですね。私は、こういうことは公共の福祉に反するかどうか、こういう形ではやはりもっと具体的に特定されなければならぬと思ひます。しかしながら、いまのように、公共の福祉に著しく反するといふことになりますと、もう少し吟味された、特定された

ものがないと、一行政官の恣意によって、建築主事なら建築主事の恣意によって、これが公共の福祉を著しく害するかどうかといふことでやられる、こういうことでは、相当問題があると思ひます。そこで、一体いかに私権といふものをここで救済すべきかという手続の問題が出てまいりますけれども、そういう前提があるにもかかわらず、ここでいふゆる行政代執行法第二条、特に行政代執行をささえておる大黒柱を、どうでもいふのだといふ形の法文化といふものに対して、これは私は憲法上の問題が派生すると言つても派生すると思ひますが、そういうことだけを言つて、井上さんの関連質問でありますので、また次の私の質疑のときにもう少し突つ込ませていただくことにして、この程度にさせていただきます。

○井上(普)委員 ただいま佐野委員から詳しく、代執行が行なわれる場合には、第二条の二つの要件が満たされなければならないといふようなことを申されました。これに法制局も大體同意したようでございますが、これは学説としても定着しておるようであります。私が田中二郎さんの「行政法総論」といふ本を見ましても、まず第一に「行政代執行法」によつて代執行をなし得べき場合は、建築物の改築・除却、交通障害物の除去、消毒方法の施行等、法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政官により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められるときに限る。これが一般の代執行の定説のようであります。そして「代替的作為義務の不履行がある場合に、常に、直ちに、代執行をなし得るもの」と考へてはならない。といふのが、日本の法学界における一般通則になつておる。学説になつておる。これを第二条のこの規定にかかわらず、法文に書かれておるにかかわらずといふことでこの第二条の規定の精神に反しようとするような立法措置といふものはできない。これは憲法三十一条との関係において私はできないと思

う。法律に書き込むことは、おそらくや、この建築基準法の九条関係くらいのことしか書けないのではないのか、私はこのように考へるのです。行政官のあなた方は、専門家であるあなた方は、とかく小手先を弄して、法律さえ通ればいいわといふような態度でもつてこの法案の審議に当たつてもらつては困る。法律をつくつたならば、それを確実に履行するといふ態度でなければならぬのです。先ほども申しましたように、昭和三十六年にこの第九条の第十一項が改正せられてから、これの適用がないのでしよう。こういうところで、建築基準法がさる法といわれる。あるいはこの規定をつくつたけれども、法手続上は代執行に持つていけないのかもしれない。こういう点につきまして、先ほども申しましたが、第十一項の規定によつて代執行をやつたことはないでしよう。ないですね。ないのに、また新たにこういう規定を「行政代執行法第二条の規定にかかわらず」といふようなことを明文化するか、あるいはそういう意図を盛り込んだ法律をつくつたところで、これまた死文化してしまふ。ただいたずらに行政官の何か言ひのうたになつて、あるいはまた、これをやろうとするときには行政官の権限強化になる可能性もある。こゝろをひとつ明確にしておいていただきたい。それよりも、自民党さんが私どもに提示されました修正の要綱のこの行政代執行の特例といふのは、ただいま佐野さんの御意見あるいは質疑応答の中から、意味がないという結論に大體達したようでありますので、私はこれ以上申し上げませんが、ただここでこの代執行にかかわるべき方は——われわれとしては違反の建築に對してこれをきびしく監視し、これを処置しなければならぬといふ考へるのです。だから、この方法は一体何があるかといふことを私どもは模索している。現にあなた方の昨年の十一月十五日に出された建築基準法改正原案によると、第一に執行罰を入れようとしたでしよう。それがいつの間にかなくなつてしまつておる。このようにあなた方はともかく姿勢においてふらふらしておると言わざるを得な

いと思ひます。ここで大臣にお伺ひする。建築審議会、この會長は岩佐凱美という人ですが、この人から、昭和四十二年十二月十三日に、当時の建設大臣の保利茂さんに対して一次答申を出しておりますが、大臣、あなたはこの一次答申を読まれたか。そして、これがこの法律の中に盛り込まれておるとお考へになりますか。どうぞでございます。

○坪川(國)大臣 岩佐會長の審議会の答申につきましては、私も私なりに十分拝承いたして、おりました。趣旨につきましては、御期待に沿ひ得ない点もあるといふことは私決して否定はいたしません。かなり多くの趣旨をやはりそんたくいたしましたことだけは御了解いただけるものと思ひます。おる次第であります。

○井上(普)委員 先ほど申しましたように、いかにして違反建築を是正するか、そして違反建築を少なくするか、それには、このたびのように、いままでの違反建築物を正當化しようといふのになしに、これをいかにして少なくしていくか、なくするかといふことに努力したいと思ひます。それで、理事会におきましても、先ほど申し上げましたように、各党いづれもその手段を模索中なんです。ところが、それをごまかすような役人の態度といふものは、私は許すことができないと思ひます。あなた方の岩佐建築審議会が答申として大臣に出しておるものにこういうことをいふておるのです。「是正命令、工事中止命令等の遵守を確保するため必要な措置。例えば執行罰の採用を含む罰則強化を行なうこと、封印による工事中止を制度化し封印破棄罪の適用があるものとする」といふ具体例まで実は建築審議会は書いておるわけなんです。私どもは、理事会におきまして、社会党案といたしまして、間接強制の道を切り開こうとしたのでございまして、これとてもだめだ、それじゃ代案としてどうするかといふことを考へると、先ほど自民党側から修正要綱の第二項を御提示になつたのですが、これとても法文化す

ることは困難である。間接強制の道につきましては、これまた佐野委員から後ほど質問があるかと思ひますが、そのほかの、封印による工事中止を制度化して封印破棄の適用を条文の中にうたつたらどうか。封印による工事中止を制度化するという事になりますと、違反工事を発見した段階において、なわを張つてそこに工事中止を命令する。この封印がもし破られた場合には、封印破棄罪という法律を適用する。いま違反建築を発見して工事中止命令を出そうとしても、その氏名あるいは住所がわからないときにはほとんど進んでいく段階においては、私は一つの手段ではないかと思うのですが、大臣、これを適用するお気持はございませんか、どうです。

○坪川國務大臣 いま御指摘になりました答申の内容等を検討されました上に立つての井上委員の御意見、また、これらに対する非常に適切なお考えは、もつともだと思つた次第でございます。何と申しましても、本建築基準法の改正をお願いいたしておりますことは、いま御指摘のとおり、違反建築物の頒発に対応するところの厳正な法執行の態度をさらに推進するということが大きな目標でございまして、これらに対するところの監督処分の強化、あるいは先ほどから御指摘になつておりますところのいわゆる行政代執行、あるいは告発等の積極的な行動を行なうということ等、十分私は配慮いたしまして改正をお願いいたしましたような次第でございます。今後私はそうした法の立法、改正の主眼に沿つたような態度で厳正に強く進めてまいりたい、こういうようなことで、いまの答申に伴つたところのそれぞれの措置もある程度私は踏まえましてそれらの改正点に生かしておることも御理解を賜りたい、こう考えておる次第であります。

○井上(普)委員 大臣、総論みたいなことを言つたのであります。もう各論に入つてゐるんだ。そして、いかにして違法建築をとにかく押えようかというところは、各党一致して理事会において真剣に論議が集中しておるのです。そして、現在の

法規、改正案ではだめじゃないか、ざる法といわれる建築基準法を一体いかにして国民の皆さん方に守つていただくような法律にするかということを考えて、ここでわれわれは暗中模索しているのです。大臣のように総論的におっしゃられても話になりません。もうわれわれは各論に入つてゐるのです。いかにして少なくするかということを考えてゐるのです。

そこで、もう大臣はよろしゅうございませうから、局長にお尋ねしますが、なぜ封印による工事中止を制度化することができなかったのです。何か法律的な根拠でもあるのですか。どこに不都合があつてこれができなかったのです。

○大津留政府委員 御承知のように、改正案におきましては、一般に正命令を出した場合はこれを公告いたします。その際に、現場に表示板を立てましてこれを一般に公示するという方途をとつたわけでございます。これは審議会の答申の封印という措置のお考えを取り入れてそういう形になつたわけでございますが、封印によるという方法も確かに考えられます。しかし、建築がほぼでき上がつて出入口が特定しているようなときに、そこに封印する、出入りができないということにございまして、工事続行がそこでとめられるということもございまして、まだ土台の段階あるいは骨組みだけの段階、いろいろな段階によりまして、封印ということがはたして技術的にうまくいくかどうかという問題もございまして、したがうまいとして、改正案にありますが、公示という方法が実際の、効果を發揮するであろう、この公示をかつてに引き抜いたりこわしたりしますと、公文書毀棄の罰則を受けますから、そういう形で取り上げたような次第であります。

○井上(普)委員 私は公示制度も一つの方法であると思ひます。しかし、先日来から明らかになつておりますのは、建築主がわからない、あるいは業者がわからないというような違反建築、すなわち、建て売り業者の密集した建物を何とか押えていかなければならぬ、しかもそれは現場の監督者

等に聞いてみますと、氏名もわからないのだ、住所もわからないのだ、だからあなたは、氏名不詳のまま公示する制度を考えますと先ほど来おっしゃいましたけれども、それがはたしてどこまで効力があるか。一番最初に聞きましたのはそのことです。いままでそういうような判例もない。あなたが頭の中で言つたところで、これは客観性は乏しいのです。氏名不詳のまま公示板が公文書として認められるかどうかという点につきましても疑問があるのです。九条の二項にいう通知書になるやいなやという点につきましては、これは判例もないことであり、しかもこれは法律をつくつてから八年もたつておるのです。法律をつくられたのは昭和三十四年でしょう。昭和三十六年に最後に改正になつておるのです。それからこういう方法もあるのです。その当時におきましては、この法律をいじらない限り、あなた方は氏名不詳のままいまでも公示ができたのでしょ

う。いままでもできておるにもかかわらずそれをやらなかったのは一体何なんだ。これはあなた方の熱意の不足かもしれない。あるいはまた、法律的にその効力の有無について疑問があるのかもしれない。これはあなたの方の考え方だから、私らそんなくするわけにいきませんが、ともかくそういううな、あなたに言わせれば、氏名不詳のまま公示板を立てることができるとは、昭和三十六年以来制度化されて、できておるはずなんです。公示ということは何にしても、氏名不詳のまま行なえるという体制はできておるはずなんです。それがいままで全然できていない。今度は表示板をつくつて、その表示板がはたして効力を持つかどうかという点についても非常に客観性が乏しいのです。そうなるにつれて、私が先ほど来申しますように、これをいかにして是正するかということとわれわれは真剣に考えておる。しかも建築審議会のほうにおいて、封印によるところの工事中止をやつたらどうかという一つの提案が出てきておるのです。これが技術的に不可能というのでありますならば、私は何をか言わんやであり

ますが、土台ができたところにおいても封印というものは私はできると思ふ。こういう方法をひとつ制度化するお気持はございませんか。封印による工事中止を制度化する。封印破棄罪という法律のほうで、むしろ国民にはわかりやすいと思うのでございますが、どうでございませう。ともかく法律というものが国民になじまなきやだめですよ。そういう面からすると、このほうがやりやすいし、国民の目にもわかりやすいと思うのでございますが、どうでございませう。

○大津留政府委員 違反の取り締まりを第一線で行なう者がいろいろ苦労しておる実情、そういう観点からいろいろ御指摘をいただきました。私どもも全くその点、悪質の業者が抜け穴をくぐつて違反を免れる、それをどうやって防ぐかということに一番腐心したような次第でございます。從來、やつと違反者を突き詰めて命令を出してしまつても、それが翌日はすでに請負業者がかわつてゐるか、あるいは所有者がかわつてゐるという事で、逃げ回られるということがございまして、そこで現場にこういう表示をいたしましたならば、権利を継承した者が、自分は知らなかつたとか、あるいはそういうことは聞いていないとか、あるいはこの言ひのそれがこで防げるというふうにかえられたわけでございます。そういったしまして、建築主もあるいは請負人も、下請業者も、現場で働く職人も、そういう命令に従わねばならぬというにいたしましたならば、これは効果があがるのじやなからうか。さらに、今回修正の御議論をいただいております質問権、現場における工事人とか監督、こういう者に対して質問をして、それに答えてもらふ。これを答えないと、うその答えをするという者に対しては刑罰をもつて臨むということができるならば、これはさらに一そのその辺を有効に取り締めることができるだろう、こういうふうな考えておるような次第でございませう。

○井上(普)委員 私は、いまの公示制度そのものが一つの効果を發揮することを期待いたすもので

はございます。しかし、そのみではなくて、もう一つの方法としてもこういう例示が審議会から出されておるのです。これをなぜ取り上げなかったか、これを聞いています。どこに問題があるのです。どうして建設省は改正案の中にそれを織り込まなかったのか、その点をお伺いしているのです。

○大津留政府委員 取り締まりが非常にしり抜けになっていて、これをいかにして有効にするかという事は、まさに私どもの最大の課題でございます。したがって、審議会から御答申いただきましたことはすべて、また、それ以外のことにきましても、法律上可能であり、かつ、実際にやってみると効果があるというものは残らず取り上げたいということで検討を進めたわけであります。御指摘の封印という制度は、先ほども申し上げましたように、でき上がった状態の建築物を押える場合にはこれが有効かと思ひますけれども、基礎の段階あるいは骨組みの段階におきましては必ずしもそうもいきがたい面もございます。したがって、先ほども申すように、現場表示ということによってこれにかわる作用を期待するといひますか、そういうことにはいたしたようなわけであります。

○井上(普)委員 それは私も望むのでございますが、せんだって来、あなたは、告示を棄損した場合公文書毀棄罪になる、こういうお話でございました。これを私どもには提示されたわけでありまして、この公示板が公文書であるといふことについては、これまで判断というか、裁判所で争われる要件の一つにもなるかと思ひます。それから、公文書毀棄罪という法律が作用したことは非常に少ないと思ひます。先日も判例があるかというところをお伺いしましたが、昭和三十六年の法律の改正以降何件ありましたか。これは昭和三十六年にはありません。公示板の制度がないことはわかっておつておるのです。昭和三十六年以降公文書毀棄罪といふのは何件ありましたか、ひとつ御答弁をお願いいたします。

○大津留政府委員 公文書毀棄罪が昭和三十六年以降何件あったか、ちよつと私のほうではそういう資料を持ち合わせておりませんので、法務省に問い合わせて、後ほどお答えいたします。

○井上(普)委員 それは、この前も私お伺いしましたが、終戦以来、すなわち、新憲法が制定せられて以来、公文書毀棄罪は一体何件ありましたか、その例数は何件で、どういう場合がありましたか、詳細に御説明をお願いいたします。

○大津留政府委員 法務省に問い合わせて、後ほどお答えいたします。

○井上(普)委員 法務省に問い合わせるというが、私はこの件はこの前も関連質問で問いたしませんでした。後ほど御報告申し上げますと、あなた方はここで答弁しておるはずだ。局長、それをまた法務省に問い合わせるというの、どういうことですか。何日かかっているのです。

○大津留政府委員 さつそく調べましてお答えいたします。

○井上(普)委員 公文書毀棄罪になるかならぬかというところが法律のきめ手だとあなた方は言っているのです。それについて、十日も前に私は関連質問で、その公文書毀棄罪という法律の判例は一体何件あるか、これをあなたに聞いたところが、あなたは、即答できない、後ほどお答えしますとおっしゃったじゃないか。あれから何日たつています。それで法律通す通すといつても、これは通すわけにはまいりません。これはあなたの方の公文書毀棄罪というものが改正原案の大きなきめ手じゃないですか。それを、例数についてまだ言えないというのは、十日間あなたは何をしていたのです。こんなことでは審議できません。

○坪川国務大臣 いまの資料の点につきましてもは、おくれました。ことをまことにたびたび申し上げたいと思ひます。さつそく手配いたしましたので、でき得る限りの早さでひとつお答えしたいと思ひます。御容赦をお願いいたします。

○井上(普)委員 大臣、言われますが、この告示

をするというのは、改正案の一つの大きいきめ手になっているのです。これによって違反建築物を押えようとしているのです。それで、これを取り除かれた場合には公文書毀棄罪になりますよというお話なんです。今度の場合ここに歯どめがあるのです。この告示の効力がはたしてあるかないかというのを私ら疑問に思つて、十日ほど前に私は、このことについて、関連して、一体幾らその公文書毀棄罪という判例があるのかということを実は聞いておるわけなんです。それについて、いまになって、お答えできません。これから調べますといふのでは、怠慢そのものじゃないですか。こんなことで審議しろといつたって、審議できません。これが最後の歯どめじゃないですか。委員長、善処していただきたいと思ひます。

○大津留政府委員 どうもおそくなりまして申しわけございません。

○井上(普)委員 六月十三日の金曜、いまから二週間前ですね。二週間前に、小川君の質問に関連して私がここにおいて質問をしたわけなんです。その際にやつておるのです。六月十三日——會議録あります。判例の件数は何件あるのだ、公文書毀棄罪というものは何件やつておるのだ、重大だと思つたから、関連質問でわざわざ聞いておるのです。それをいまになって——自民党さんは、来週の水曜日にあげてくれとかいうようなことまでおっしゃつておる現段階において、最もこの歯どめとなつておる公文書毀棄罪が一体何件あったのかといふことがまだ出てこぬといふのはどういふことなんです。こんなことで審議しろといつたって、これは審議できません。新憲法下の判例というのは一体何件あるのかといふことを聞いておるのです。それについての御答弁がないといふこと、これは歯どめをはずしておるということになりますから、われわれは良心的にこれは審議できません。

○大津留政府委員 改正案を立案する過程におきまして、現場に立て札等の掲示板をした場合に、これをかたに引き抜いたりこわしたりされたのは目的が達せられませんか。したがって、これらは無断で引き抜いたりこわしたりといふものに対しては特別の罰則を設けようといふ考えで、関

○井上(普)委員 速記をとめてください。

○井上(普)委員 速記を始めてください。

○井上(普)委員 速記を始めてください。

○井上(普)委員 速記を始めてください。

○井上(普)委員 速記を始めてください。

○井上(普)委員 速記を始めてください。

係当局に折衝したわけでございますが、法務当局並びに法制局の見解をいたしまして、それは公文書に該当するから、公文書毀棄罪が適用される、したがって、そういう行為に対して新たな別の規定を設ける必要はないという見解が示されましたので、特別の規定は置かなかつた、こういう経緯がございますので、私どももいたしましては、この現場における掲示板等は公文書として扱われるということにやささかも疑念を持つていないわけでございます。

○井上(普)委員 法務省の方、来られているでしょう。

○宮脇説明員 実は私も民事局でございますので……

○井上(普)委員 それでは法制局のほう、そういう見解ではたして公判維持ができますか、どうでございますか。そこまでの話でなければこの話は成立しないのです。

○田中(康)政府委員 私たちが審議いたしました過程におきましては、公文書毀棄罪が成立するといふことで、公判維持はできるものと考えてこの立法をいたしたわけでございます。

○井上(普)委員 お伺いするのですが、こういう場合に氏名不詳の公示が多くなつてくるのですよ。しかもだれが抜いたかわからない、あるいはまた、このごろの建築でございますから、カパーをかぶせてわからないようにすることもできるのです。この場合はどうなりますか。いま鉄筋を建てておるときに、何々土建とか何々建設といふようなカパーをかけて、物が落下するのを防いでいる建築物がたくさんあるでしょう。あの中に隠された場合、どうなりますか。法的に毀棄罪にもならぬでしょう。どうです。

○田中(康)政府委員 具体的な問題につきまして法務当局に御質問をいただければいいと思いますが、いま具体的な事案といたしまして、幕か何かがありまして、それで隠したというようにときには、毀棄にならないものと私は考えております。

○井上(普)委員 隠れた場合、こういう場合が一番多いのです。移転させた場合にも毀棄罪にならぬでしょう。看板を移転させた場合、どうです。

○田中(康)政府委員 移転をさせるのにもいろいろあると思います。移転をしてどこかに持つていって、全くその効用がなくなつていく場合には、毀棄になる。しかし、そうでなくて、その効用が依然として果たされるようなところに置いておく場合には、毀棄までにはならないのではないかと考えます。

○井上(普)委員 そのとおりだと思うのです。そうなりますと、こういうケースが多くなるからわれわれ聞いていますのです。しかも、できてしまつたまま、あるいはほかのところに移転されたまま、建築がどんどん進んで、人間が入つてしまえば、それで終わりなんです。人間の住居に供した場合には、この改正案でもこれを歯どめすることができないでしょう。どうです。しかもその所有権が移つていく場合……

○大津留政府委員 九条一項の是正命令に違反をいたしました所有者、占有者、管理者、建築主、工事人、これらは処罰の対象になります。また、違反建築物そのものは、だれの所有になつておりましようとも、これは違反しておる部分の除却あるいは改築等の命令は出せます。したがって、必要によりましては、先ほど御議論の行政代執行によつて必要な部分について除却するといふことが行なわれるわけでございます。

○井上(普)委員 私は、木札が一体だけ効用があるかといふことについて疑問を持つのです。法制局もだいいじょうぶだ、こう言いますけれども、これについてはそれが大きい歯どめの一つになつておる。それが公文書毀棄罪に適用される。それにカパーをかぶせた場合には公文書毀棄罪になるぞという説もあるのです。ここらがあいまいなんです。しかも大きい歯どめでしょう。そこでこういうことを聞いていますのです。非常にこまか

いように思われますが、そういうことではなしに、一つの方法といたしまして、私どもは、社会党が提議いたしました裁判所関与の方法をとつたらどうか。すなわち、いまも労働委員会が命令を下した場合には直ちに裁判所がこれに対して仮執行を命ずることができるような方策を講じたならば、できるのじやないか。それには、やはり建築審議会もしくは建築委員会という行政委員会をつくらなければならぬと思うのです。すなわち、あなた方から独立した行政委員会をつくることによつて、裁判所の関与によることができると思うのです。

そこで大臣にお伺いするのですが、独立の行政委員会としての建築委員会、これは名前はどうか、労働委員会あるいはまた地方の労働委員会のよきな性格を持たしたものををつくるならば、これは裁判所はすなおに入つていって、仮処分といふのと同じやり方でストップさせることができると思ふのです。いままでの基準法といふのがさる法といわれたが、これを防ぐためにはこれも一つの方法ではないかと思ふのです。それには金が必要で、予算が要る。ただ予算が要るからというだけで代執行法を効果がないようにするよりは、むしろそういうものを行政機関として独立させたほうが効力があると思ふのですが、どうでございます。しかも、これはこの審議会の答申の中にもう少し錢を出すようにしろといふことを明確に書いてあるのです。それで、一つの方法としては、行政委員会としての建築委員会、あるいはまた建設委員会でもよろしうございしますが、独立した委員会をつくつたならば、違反は正について適切な処置がとれると思ふのですが、どうでございます。

○坪川国務大臣 建築違反に対するところの厳正な態度で強化するといふ基本線につきましては、私は全く同感でございます。したがって、これらに関連するいまの一つの行政機関としての委員

員会の持ち方ということも、私は傾聴すべき御意見をとして検討を十分加えたい。いろいろな問題点を、先ほどから井上委員も、また佐野委員も御提示になつております。これら貴重な御意見につきましては、やはり十分検討いたすべき当然の必要性を私も痛感いたしておりますので、これらの点につきましては、貴重な御意見として今後検討いたしまして法の執行に当たりたい、こう考えておる次第でございます。

○井上(普)委員 いまは改正案を審議する最中で、来週の水曜日にでも採決に持ち込みたいという要求があるときに、検討といふことでは困るのです。こういう新しい機関をつくることによつて、とめることができると思ふのです。スムーズにやれると思ふのです。しかし、この改正案の中には、いまも盛り込まれておる歯どめが幾つかございすけれども、結局これは私は効力が十分に発揮することができぬと思ふ。同じように、いままでの建築基準法がさる法といわれたゆえんがそのまま存続すると、私は結論的に申さざるを得ないのです。それはいろいろと方法は講じておりますけれども、この改正案を読めば読むほど、この内容といふものは空疎なもので、空洞化しておる。しかも、先ほど自民党さんのほうから御提示になりました行政代執行の特例ということも、あまり意味がなくなつてくるということになります。これはもう歯どめといふものはほとんどないにひとしいと言つても差しつかえないほどでございます。

そこで、なぜ私はこういうことを申すかといひますと、建築審議会の答申においてももう少しこの方法を幾つか書かれておる。その中にも、第二項といたしまして、建築規制事務は知事、市長等の行政庁の事務であることを明確にせよといふことを明確にしておるのです。先般佐野委員から指摘されましたように、建築基準法といふのは、特定行政庁は機関委任事務になつておる。建築審議会の答申では、固有事務として取り扱へといふことを書かれておるのです。それが一つの方

法だということを審議会のほうでも答申されておる。それを何ゆえに——このたびの改正には、この役人の都合のいいことばかりちよぽちよぽちまみ食ひして、あまり実効のあがらない改正案が出てきておるのです。一例をあげますならば、まことに不備なる改正案の一例として、今度理事會の中において論議されました結果、第一の違反表示板の設置についても、自民党の修正案要綱の中には「敷地の所有者、管理者又は占有者は、表示板の設置を拒み、又は妨げてはならない。」というところを入れなければならぬということで、それを建設省当局は忘れておるのです。忘れておるのは、怠慢か何か知りませんが、とにかく、わかれわれ真剣に討議をした中で、これが落ちていくような内容で出されてきて、あわてて、わかれわれ真剣に討議をした中で、これが落ちていくような内容で出されてきて、あわてて、

場でも申し上げることでなくて、前向きな姿勢でこれを真剣に取り上げて、その方針を実行に移すよう最善の努力をいたしたい、こういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○井上(普)委員 この改正案につきましては数多くの問題点があるわけですが、その一つといたしまして、現在の違反建築物によって被害を受けておるのはだれか、こう言いますと、被害を受けておるのは、先日小川委員も指摘されましたように、宅建業者において建てた住宅がたゞさんでできております。そして図面を見せて、頭金を三分の二くらい出すと、あとは銀行ローンで何かで払っていくような方法にするから、ひとつ判をきいてくれというところで判をきいた、しかし、でき

てくるものが何かといったら、これは違反建築物だ。特定行政庁はこれを罰則で押えるということになると、しかも業者というものは夜のうちに逃げてしまふ、こういうケースが非常に多いのです。そして、なけなしの金で一生に一度家を建てるというような労働大衆が、これによって被害をこうむるということが非常に多いのです。契約を讀んで判を押さなければいいじゃないか、こういうことを言つてしまえばそれまでですけれども、しかし、そういうのを規則する方法としてはどういう方法をお考えになつておられるか、ひとつお伺ひしたいのです。

○大津留政府委員 住宅その他の不動産の取引に關しまして不誠意な業者が多いということは、御指摘のとおりで、善良なる市民が非常に泣かされてゐる。私どもとしても非常に公憤を感じるわけでございます。これらにつきましては、御承知のとおり、宅建業法というものがございまして、それぞれ監督処分あるいは刑事処分の道がございまして、したがひまして、そういう事実を見いだし

ましたならば、残らずそれらの処分をするということが一番有効な方法だらう、こういうふうに考えます。

○井上(普)委員 現在でも法律があるのでござい

ますが、それでそういう悪質な宅建業者に對し一

体何件やったのであります。四十二年ぐらひの実績はおわかりでございましょう。ひとつお示し

願ひたいと思ひます。

○大津留政府委員 三十四年から四十三年までに監督処分を行なつた件数が、八千八百三十五件でござい

ます。

○井上(普)委員 監督処分の内容はどういうので

ございましょうか。

○大津留政府委員 免許の取り消しが七百三十九

件、業務停止が四百五十一件、指導または指示を行なつたものが七千四百五十五件、告発いたしましたのが百九十件でござい

ます。

○井上(普)委員 それがまる十年間の実績でござい

ましよう。しかも違反建築物というのは、先日もお話がござい

ましたが、昭和四十三年にはどれくらいあったのです

か。

○大津留政府委員 四十二年度の調査でございま

すが、年間三万八千二百九十六件でござい

○井上(普)委員 委員一年間に大体三万件あるの

です。そのうちで、ただいまの数字から承りますと、業者の登録を取り消したものが一年間に七十件です。ために、一般大衆がなけなしの金を吸ひ上げられて困つておるといふのはあとを断た

ない。あるいは盗人と真砂は尽くるところを知ら

ずといふこともありませんけれども、善良なる第三者が被害を受ける、これを何とかして救済する

方法を考えなければならぬと思ひます。この改正案につきましてはその点の配慮というものが

非常に乏しいと思ひます。どうでござい

○大津留政府委員 御指摘の宅建業者、また建設

業者あるいは建築士につきましては、それぞれ宅建業法、建設業法、建築士法というのがございま

して、そこに、御指摘のような不誠実の行為があ

りました場合には、それぞれ監督処分できる規定

がござい

ます。したがひまして、それを適切に運用されますならば、特に基準法に書く必要がな

らうと実は考えたわけ

でござい

ますが、しかし、

御指摘のように、これをほんとうに徹底させるた

めには、違反建築をあえて建設した、あるいは取

引したという業者に對しましては、漏れなく監督

なっておりますのが七百名でございます。今回建築監視員という制度を設けまして、これが建築現場をパトロールいたしまして、違反を発見いたしましたならばその場で工事中止等の命令ができるということで、違反対策上非常に有効な効果があるだろうということを期待しておるわけでございますが、全国三千人の職員では現実になかなか人が足りません。したがって、私どもとしては、建築監視員を中心として人員の増強をはかつてまいりたい、三年計画ないし五年計画で少なくとも四千五百人程度にいたしたいというふうにもくろんでおるわけでございます。そういうことによりまして現場を見回る職員の数もふやすし、また、これらの取り締まり上有効な権限を付与するということによって効果をあげてまいりたい、こういう考えでおります。

○井上(普)委員 建築監視員制度を新たに導入するについて、予算措置としてはどういう方法を講じますか。地方自治体においては御承知のように財政不如意、ことはよかつたとかいいますけれども、実際に個々の町村あるいはまた特定行政庁に当たってみますと、少しでも数を減らしたいというのが実態じゃございませんか。その原因はどこにあるかという、予算配分が少なくないところにある原因があると思います。それはどういうように措置されるおつもりでございますか。

○大津留政府委員 御指摘のように、財政的な裏づけがございませんければ地方庁としても非常に困惑するわけでございます。それで、自治省とも相談いたしまして、これらの人員の拡充に要する経費につきましては地方交付税においてめんどうおを見るということについて確約を得ておるわけでございます。

○井上(普)委員 ただいま本会議の予鈴も鳴りましたので、私はまだあとだいが質問事項も残っておりますが、質問を保留いたしました、本日はこの程度にいたしたいと思います。

○佐野(憲)委員 関連。実は井上委員の質疑によりまして、いろいろな資料がなくては審議でき

ない重大な問題を痛感しておるのです。そこで、私が先般要求いたしました資料は一体どうなっておるかということです。

一つは、ドイツにおける執行罰に関する現行法規の全訳を要求しておいたわけですね。

第二は、ドイツ行政法の三大学者であるといわれるオットー・マイヤー、フライヤー並びにフオルンユトホク、この三学者の執行罰に対する見解は一体どうなっておるか。何もドイツのまねをしなくてもいいじゃないかという御意見もありますけれども、やはり日本の行政体系というのはドイツ法の影響を非常に受けておる。と同時に、新しい制度を取り入れるかどうかという場合には、やはり比較法の立場で検討しなければならぬと思います。有名なチーテルマンのことばに、法比較は解決への宝庫なりということばがあるが、行政罰がはたしてどうだろうかという場合には、現行ドイツ法でも執行罰をやっておるわけですから、これの全訳がどうしても必要だと思えます。部分訳ならあるわけですね。全訳がほしい。それから三人の学者はどういう意味において執行罰の実効性を学説的にただしておるか。これは日本の行政体系の中にいり込める問題だと思ふのです。私たちは修正案として委員会でも審議するためにこういうものがどうしても必要になってくる。それから、他山の石もつて玉をみがくべしというふうな、比較法研究所の所長の杉山直治郎のことばもあるわけですね。そういう意味で私どもは非常に重大な問題だと思ふのです。執行罰が実効性があるかどうか、あるいは不利な利益なかどうかという単なる抽象的な論議でなくて、実際にどういふふうなドイツにおいて執行されておるかどうかが。

もう一つは、英米法の中においても最近採用されておりますが、アメリカの最近における執行罰がどのような法律の中に生かされてきておるか。この資料を、ぜひとも審議していくためにほしい。

それを要求したのに対して、委員長は善処すると言った。建設省は一体それに対する準備ができ

ておるかどうか。次に私質疑にあたりますためにもぜひ必要があるので、いつごろこの資料が出てまいるかという点をこの機会に伺いたい。次の委員会では、実はというのじゃ、これは審議にならないから、そのために、前もって要求したことに對する準備はできているかどうか、聞いていたわけですね。

○大津留政府委員 いろいろお出しできるように調べましたが、第一の、ドイツにおける執行罰の法規の全訳、これは来週の初めごろには出せると思います。それからドイツの行政学者の三人の学説、見解でございますが、これも本から抜粋してまとめ得ると思ひます。

アメリカにおける執行罰制度は、残念ながら、資料が見当たりませんので、これはいつというお約束はちよつといたしかねます。

それから行政執行法の廃止の経過、これはお出しできると思ひます。

それからドイツにおける電気、ガス、水道の供給停止に関する違憲判決というのは、ちよつと材料がまだ見当たりませんので、いつというお約束はできません。

○佐野(憲)委員 最高裁の事務局にありますよ。

○大津留政府委員 それから西村前建設大臣時代の、告発、代執行の運営に関する次官通達、これは出せます。

○佐野(憲)委員 わかりました。

○始開委員長 次回は、来たる七月二日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

昭和四十四年七月七日印刷

昭和四十四年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局